

28愛給第 212 号
平成28年12月 1日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
給水課長 小野田 恵子
(公印省略)

道路占用工事における路盤の転圧について
道路占用工事における違反行為について (通知)

日ごろは、本企業団の事業にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、長久手市道路管理者から別紙のとおり通知がありました。

指定給水装置工事事業者様におかれましては、工事に当たり道路占用許可及び道路使用許可を順守し施工していただいているところではありますが、いま一度、周知徹底していただきますようお願いいたします。

問合せ先
愛知中部水道企業団
営業部給水課給水装置申請グループ
電話0561-38-0030

課長	主幹・補佐	主任主査・主査・主任・係
	 	  

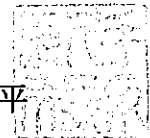
係)下記のことについて、関係課に通知してほしい
28長土号外

平成28年11月16日

占 用 者 各 位

道路管理者

長久手市長 吉田一平



道路占用工事における路盤の転圧について（通知）

このことについて、長久手市においては道路占用許可書を発行する際、占用許可条件として、「道路の復旧については愛知県標準仕様書に基づいて行うこと」としています。仕様書には「タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10 cm以下となるようまき出さなければならない」との記載があるため、路盤の転圧は10 cm以下とすることとしています。各占用者においては重々承知のことと思われませんが、近年、完了届に10 cm以下で転圧していることが確認できる写真が含まれていない、そもそも10 cm以下で転圧が行われていない等の事例が見られます。申請者に確認したところ、単なる写真の撮り忘れの場合や、担当者引継ぎや施工業者へ引継ぐ際に十分に伝わっていなかった等の理由が見受けられました。今後は、社内はもちろんのこと、施工業者にも十分周知し、施工及び完了届の作成を行ってください。

連絡先 建設部土木課維持管理係 担当 関谷、瀬川

電話 0561-56-0621（直通）



課長	主幹・補佐	主任主査・主査・主任・係
	 	  

係) 下記のことについて、関係課に通知する。 28 長土号

平成28年11月16日

占 用 者 各 位

道路管理者

長久手市長 吉田一平



道路占用工事における違反行為について（通知）

このことについて、道路占用工事にて許可条件と異なる通行規制で工事を行っていた事例が下記のとおり発生しました。再発を防ぐためにも、各占用者は許可条件を遵守するとともに、現場における事故防止と道路交通の安全を確保するため、より一層努めてください。

記

1 違反工事概要

(1) 日時

平成28年8月30日（火） 午前11時ごろ発覚

(2) 内容

引込管占用工事の舗装本復旧時において、片側交互通行で許可を受けていたにもかかわらず、通行止めで工事を行った。

(3) 原因

建築業者の車両が駐車しており、移動を依頼したが、対応してもらえなかったため、やむを得ず通行止めにて工事を行った。

2 その他

許可と異なる占用工事を行った場合、許可を取り消す若しくは罰則を与えることもあります。許可通りの施工が困難な場合は、事前に所轄警察署及び道路管理者に相談する、工事を行わない等の対応をお願いします。

連絡先 建設部土木課維持管理係 担当 関谷、瀬川

電話 0561-56-0621（直通）

